【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2021年8月12日

【四半期会計期間】 第44期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】株式会社カチタス【英訳名】KATITAS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井 健資 【本店の所在の場所】 群馬県桐生市美原町4番2号

【電話番号】 0277-43-1033

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 横田 和仁

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目18番3号 新川中埜THビル4階

【電話番号】 03-5542-3882

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 横田 和仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第43期 第44期 第 1 四半期 第 1 四半期 連結累計期間 連結累計期間		第43期	
会計期間		自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年 4 月 1 日 至2021年 3 月31日	
売上高	(百万円)	22,500	24,337	97,735	
経常利益	(百万円)	2,355	3,131	11,125	
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	1,533	2,109	7,440	
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,533	2,109	7,440	
純資産額	(百万円)	23,251	29,164	28,243	
総資産額	(百万円)	59,679	54,603	55,520	
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	19.99	27.36	96.85	
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	19.66	27.00	95.35	
自己資本比率	(%)	38.8	53.1	50.6	

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、従来型に比べて感染力が高い新型コロナウイルスの変異種の 感染拡大により、一部地域で緊急事態宣言が発令されるなど、依然として不透明な状況が続いております。

しかしながら、当社グループは、地方都市及び都市郊外で営業活動を行っているため、人口の多い都市部を中心 に講じられている新型コロナウイルス感染防止対策の影響は、都市部に比べて限定的になっております。

また、当社グループは、中低所得者層を主な顧客層として「新築」「中古」「賃貸」に代わる「第四の選択肢」を提供することを目指し、商品化が難しい築古の戸建物件を取扱い、そのままでは住むことが出来ない状態の物件にリフォームで価値を足して販売しております。

販売面においては、現在、賃貸住宅にお住まいのファミリー層を中心に「低価格で高品質の住宅に住みたい」「在宅時間の増加により住環境を改善したい」というニーズは底堅く、お客様からの問い合わせ数も高い水準が継続しており、販売環境は堅調に推移いたしました。当社グループにおいては、販売が先行し在庫が減少傾向にあったことやリフォーム中契約比率の増加によりお客様への引渡しに至らない物件もあったものの、売上は安定した成長を継続しております。

仕入面においては、2020年10月以降から仕入促進のためのプロモーションを強化しながら、営業活動を仕入に注力した結果、回復基調にあり、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は前連結会計年度末から増加しております。

利益面においては、リフォーム中契約の増加に伴い値下げや値引きが抑制されたことにより、売上総利益率は前第1四半期連結累計期間比2.3ポイント向上いたしました。販売費及び一般管理費は、売上高が増加したことにより仲介手数料が増加しました。また、今後の安定成長に向けての人材投資や社員のモチベーション向上のための施策を継続的に行っているため、人件費等も増加しております。なお、その他の費用については引き続きコスト意識を高く持ち運営を行っております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績については、販売件数は1,496件(前年同四半期比5.6%増)、 売上高は24,337百万円(前年同四半期比8.2%増)、営業利益は3,181百万円(前年同四半期比31.6%増)、経常利益は3,131百万円(前年同四半期比33.0%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は2,109百万円(前年同四半期 比37.5%増)となりました。

なお、当社グループは中古住宅再生事業を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

財政状態

a. 流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、52,810百万円となり、前連結会計年度末の53,467百万円から657百万円の減少となりました。これは主に、販売用不動産及び仕掛販売用不動産が1,113百万円増加した一方、現金及び預金が2,203百万円減少したことによります。

b. 固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、1,792百万円となり、前連結会計年度末の2,053百万円から 260百万円の減少となりました。これは主に、有形固定資産が4百万円、無形固定資産が49百万円及び投資その他の 資産が206百万円それぞれ減少したことによります。

c. 流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、6,773百万円となり、前連結会計年度末の8,615百万円から1,841百万円の減少となりました。これは主に、未払法人税等が1,617百万円減少したことによります。

d. 固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、18,664百万円となり、前連結会計年度末の18,662百万円から 2百万円の増加となりました。これは主に、役員退職慰労引当金が4百万円増加したことによります。

e. 純資産

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、29,164百万円となり、前連結会計年度末の28,243百万円から 921百万円の増加となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益を2,109百万円計上した一方、剰 余金の配当1,233百万円を行ったことによります。この結果、自己資本比率は53.1%となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3)経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等 当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略について重要な変更はあり ません。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(参考情報)

当社グループは、経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出された調整後親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益及び調整後1株当たり四半期(当期)純利益を重要な経営指標として位置づけており、各指標の推移は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	2021年 3 月期 第 1 四半期 連結累計期間	2022年 3 月期 第 1 四半期 連結累計期間	2021年 3 月期
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益	1,533	2,109	7,440
(調整額)			
アドバイザリー費用(注1)	-	-	3
消費税等差額(注2)	45	-	48
法人税等調整額	-	-	28
調整額合計	45	-	23
調整後親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(= +)(注3)(注4)	1,579	2,109	7,464
対売上高比率	7.0%	8.7%	7.6%
調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円) (注5)	20.59	27.36	97.16

(注)1.関東信越国税局の税務調査立会等に係るアドバイザリー費用

- 2. 関東信越国税局からの税務調査により更正決定された金額等
- 3.調整後親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益は、当社グループが投資家にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考える財務指標であります。当該財務指標は、非経常的損益項目(通常の営業活動の結果を示していると考えられない項目、あるいは競合他社に対する当社グループの業績を適切に示さない項目)の影響を除外しております。
- 4.調整後親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益は、四半期(当期)純利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、同業他社の同指標あるいは類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があり、その結果、有用性が減少する可能性があります。
- 5.調整後1株当たり四半期(当期)純利益 = 調整後親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 ÷ 期中平均株式 数

EDINET提出書類 株式会社カチタス(E33622) 四半期報告書

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	160,000,000	
計	160,000,000	

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	78,650,640	78,650,640	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	78,650,640	78,650,640	-	-

(注)普通株式は完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年4月1日~ 2021年6月30日	-	78,650,640	-	3,778	1	3,640

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年 6 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,561,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,083,400	770,834	-
単元未満株式	普通株式 5,840	-	-
発行済株式総数	78,650,640	-	-
総株主の議決権	-	770,834	-

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社カチタス	群馬県桐生市美原町4番2号	1,561,400	•	1,561,400	1.99
計	-	1,561,400	1	1,561,400	1.99

⁽注)上記の他、単元未満株式が93株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,109	16,906
販売用不動産	19,656	20,502
仕掛販売用不動産	13,774	14,040
未収還付法人税等	13	1
その他	916	1,361
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	53,467	52,810
固定資産		
有形固定資産	714	710
無形固定資産		
のれん	396	347
その他	29	29
無形固定資産合計	426	376
投資その他の資産		
その他	921	714
貸倒引当金	8	7
投資その他の資産合計	912	706
固定資産合計	2,053	1,792
資産合計	55,520	54,603
負債の部		5 1,000
流動負債		
買掛金	3,051	3,027
1年内返済予定の長期借入金	730	730
未払法人税等	2,441	824
未払消費税等	. 48	-
賞与引当金	329	52
工事保証引当金	287	276
訴訟損失引当金	0	-
災害損失引当金	9	12
その他	1,716	1,850
流動負債合計	8,615	6,773
固定負債		
長期借入金	18,520	18,520
役員退職慰労引当金	94	98
その他	47	46
固定負債合計	18,662	18,664
負債合計	27,277	25,438
純資産の部	21,211	20, 100
株主資本		
資本金	3,778	3,778
資本剰余金	3,640	3,670
利益剰余金	21,435	22,310
自己株式	763	757
株主資本合計	28,091	29,003
新株予約権	152	29,003
純資産合計	28,243	29,164
負債純資産合計	55,520	54,603

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
	22,500	24,337
売上原価	17,545	18,407
売上総利益	4,955	5,930
販売費及び一般管理費	2,537	2,748
営業利益	2,417	3,181
営業外収益		
受取手数料	1	1
受取割引料	3	1
その他	3	2
営業外収益合計	8	6
営業外費用		
支払利息	56	44
その他	14	11
営業外費用合計	71	55
経常利益	2,355	3,131
特別損失		
固定資産除却損	0	-
消費税等差額	45	-
特別損失合計	45	-
税金等調整前四半期純利益	2,309	3,131
法人税、住民税及び事業税	770	781
法人税等調整額	5	240
法人税等合計	776	1,022
四半期純利益	1,533	2,109
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,533	2,109

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	1,533	2,109
四半期包括利益	1,533	2,109
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,533	2,109

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、中古住宅再生事業に係る収益は、顧客との間で締結された不動産売買契約等で明確にされている内容及び対価に基づき、物件の支配が顧客に移転した時点で認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の 当第1四半期連結会計期間の期首残高への影響もありません。

「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(追加情報)

(財務制限条項)

当社は、2019年3月27日付で、株式会社みずほ銀行をエージェントとして、「金銭消費貸借契約」を締結しております。

この契約には下記の財務制限条項が付されております。

なお、当該契約のうち、貸出コミットメント契約については、2020年3月27日付で「2019年3月27日付金 銭消費貸借契約書等に係る変更契約」を締結しておりますが、財務制限条項に変更はありません。

(1)純資産維持

各決算期末における当社グループ会社の連結ベース及び当社単体ベースでの純資産の部(但し、新株予約権がある場合は当該金額を除いて判定する。)が、それぞれ直前の各決算期末における当社グループ会社の連結ベース及び当社単体ベースでの純資産の部の75%以上であること。

(2)利益維持

各決算期末(いずれも直近12か月)において当社グループ会社の連結ベースで経常損益及び当期損益が2期連続して損失とならないこと。

(更正処分等の不服申立て)

当社は、関東信越国税局の税務調査を受け、2020年4月28日に「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書」、「法人税等の更正通知書」及び「地方法人税等の更正通知書」を受領いたしました。

これにより当社は、森・濱田松本法律事務所を当社の代理人として選定のうえ、2020年7月9日付で国税不服審判所長に対し、更正処分等の取消しを求める審査請求を行っておりましたが、国税不服審判所長に対する審査請求をした翌日から3ヶ月を経過しても裁決がなされなかったため、2021年3月23日開催の取締役会で税務当局に対し更正処分等の取消しを求める訴訟(以下、「本件訴訟」という。)を決議し、2021年3月29日付で東京地方裁判所に訴訟の提起をいたしました。

更正処分等の受領に伴う会計処理については、2020年3月期決算において、消費税等差額として2,014百万円の特別損失をすでに計上しております。

また、2021年3月期において消費税等差額に対する延滞税48百万円を特別損失に計上しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

貸出コミットメント契約

当社と株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社足利銀行、株式会社静岡銀行及び株式会社三井住友銀行は、2020年3月27日付で、株式会社みずほ銀行をエージェントとして、「2019年3月27日付金銭消費貸借契約書等に係る変更契約」を締結しております。

当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
コミットメントライン	極度額	4,000百万円	4,000百万円
借入実行額		- "	- "
		4,000百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

0, 20, 3, 60, 3, 60, 3, 6			
	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日)	
減価償却費	11百万円	8百万円	
のれんの償却額	49 "	49 "	

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年 4 月28日 取締役会	普通株式	1,035	27	2020年 3 月31日	2020年6月9日	利益剰余金

- (注)当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり 配当額につきましては、当該株式分割前の株数を基準としております。
 - 2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の 末日後となるもの 該当事項はありません。
 - 3.株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年4月27日 取締役会	普通株式	1,233	16	2021年 3 月31日	2021年 6 月11日	利益剰余金

- 2 . 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の 末日後となるもの 該当事項はありません。
- 3.株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

当社グループは、中古住宅再生事業を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については、量的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当社グループは、中古住宅再生事業を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については、量的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

122

16

24.321

24,337

(単位:百万円)

122

122

16

139

(収益認識関係)

その他(注)3

顧客との契約から生じる収益

その他の収益(注)4

外部顧客への売上高

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

報告セグメント その他 合計 (注)2 中古住宅再生事業 東京圏 3,970 3,970 3,970 名古屋圏 2,384 2,384 2,384 大阪圏 1,589 1,589 1,589 北海道 1,612 1,612 1,612 東北 2,995 2,995 2,995 関東 1,894 1,894 1,894 中部 3,117 3,117 3,117 関西 358 358 358 中国 2,042 2,042 2,042 四国 1,285 1,285 1,285 九州 2,947 2,947 2,947

(注) 1. 上記は、総務省で定める地域区分の三大都市圏、都道府県毎に集計を行っております。

24.198

24,198

2.「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、賃貸事業、仲介事業及び保険代理店事業等の不動産関連事業を含んでおります。

24.198

24,198

- 3.仲介事業及び保険代理店事業等に係るものであり、量的重要性が乏しいため、地域別に分解は行わず、地域別のその他の区分に一括して記載しております。
- 4.賃貸事業に係るものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	19円99銭	27円36銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,533	2,109
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	1,533	2,109
普通株式の期中平均株式数(株)	76,713,227	77,089,747
(2)潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	19円66銭	27円00銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,312,727	1,031,121
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2021年4月27日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- (イ)配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・1,233百万円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・16円00銭
- (八)支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・2021年6月11日

(注)2021年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

EDINET提出書類 株式会社カチタス(E33622) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月10日

株式会社カチタス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水野雅史 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹田 裕 印業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カチタスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カチタス及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期 連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められな

いかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。